

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知しかつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量
鳥取県立中央病院建築設備点検業務委託 一式
- (2) 業務の仕様
別添鳥取県立中央病院建築設備点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間
契約締結日から令和7年3月10日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア 建物等の保守管理の建物設備の点検整備
 - イ 建物等の保守管理のビルマネジメント業務
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 平成27年4月1日以降に、1棟当たり3,000平方メートル以上の施設において建築基準法第12条の規定する建築設備の点検（以下「類似業務」という。）を元請けとして完了した実績を有する者であること。
- (6) 本件業務に係る業務責任者として、建築士（1級または2級）、建築設備点検資格者、建築物環境衛生管理技術者、電気主任技術者、消防設備点検資格者、エネルギー管理士、ビル管理士、建築設備士、又は消防設備士のいずれかの資格を有する者を配置させることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局
〒680-0901 鳥取市江津730番地
鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当
電話 0857-26-2271（内線2762）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 業務の仕様に関する担当部局
〒680-0901 鳥取市江津730番地
鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月20日(水)から同年11月29日(金)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年12月11日(水)午後2時 即時開札

イ 場所

鳥取市江津730番地 鳥取県立中央病院 会議室1(本館7階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第5号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年11月22日(金)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年11月26日(火)午後5時までにインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和6年11月29日(金)正午までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(2) 2の(5)を証するもの(契約書の写し等)

(3) 2の(6)を証するもの

業務責任者として配置を予定している者の業務経歴書等(提出者の任意様式とする。)

8 資格審査について

(1) 6の(1)により提出のあった事前提出物を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、参加資格の有無を令和6年12月4日(水)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。この場合において、令和6年12月6日(金)までに4の(1)の場所に書面を持参すること。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和6年12月9日(月)までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 入札書(様式第2号)に記載する金額は、契約申込金額(課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とし、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札者は、会計法令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札書の様式は様式第2号のとおりとする。ただし、代理人の箇所は(11)の入札に関する行為を代理人に行わせようとするときのみ記入することとする。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書及び本入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (11) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状(様式第3号)を提出しなければならない。
- (12) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県立中央病院長 廣岡 保明」とすること。
- (13) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第4号)を、4の(1)の場所に提出すること。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (8) 会計法令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要する。なお、発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。

また、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 入札後仕様書、契約書、説明事項等の内容の不明確を理由として、異議を申し立てることはできない。